

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社東京個別指導学院		コード	4745
提出日	2020/5/11	異動(予定)日	2020/5/27	
独立役員届出書の提出理由	2020年5月27日第37期定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	大村信明	社外取締役	○														○		有
2	岩田松雄	社外取締役	○														○		有
3	三箇功悦	社外取締役	○														○	新任	有
4	長澤正浩	社外監査役	○														○		有
5	高見之雄	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		長年にわたる金融分野の専門家として豊富な経験・見識を当社の経営に生かしてもらうため社外取締役に選任しております。また、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしており、現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に選任いたします。
2		長年にわたり企業経営に関与しており、経営者としての豊富な経験・見識を当社の経営に生かしてもらうため社外取締役に選任しております。また、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしており、現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に選任いたします。
3		長年にわたり経営、IT戦略のコンサルティングを中心としたIT業界での豊富な経験、知見を有しており、このIT分野の経験、知見を当社の経営に生かしてもらうため社外取締役に選任しております。また、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしており、現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に選任いたします。
4		公認会計士の資格を有しており、会計に関する豊富な経験及び専門的見地からの高い見識を当社における監査に生かしてもらうため社外監査役に選任しております。また、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしており、現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に選任いたします。
5		弁護士としての企業法務等に関する豊富な経験及び専門的見地からの高い見識を当社における監査に生かしてもらうため社外監査役に選任しております。また、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしており、現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に選任いたします。

4. 補足説明

<p>【社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準】</p> <p>当社は、当社の社外取締役及び社外監査役並びにそれぞれの候補者において、以下に定める事項をすべて満たす場合、当社からの独立性があると判断しています。</p> <p>1. 現事業年度及び過去9事業年度において、当社及び当社の関係会社(当社の親会社、当社親会社の子会社及び孫会社。以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)又は非業務執行者(注2)でないこと。</p> <p>2. 次のAからHのいずれにも現事業年度及び過去3事業年度にわたって該当している者。</p> <p>A. 当社グループを主要な取引先とする者(注3)又はその業務執行者でないこと。</p> <p>B. 当社グループの主要な取引先(注4)又はその業務執行者でないこと。</p> <p>C. 当社の大株主(注5)又はその業務執行者でないこと。</p> <p>D. 当社グループが大口出資者(注6)となっている者の業務執行者でないこと。</p> <p>E. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭、その他の財産(注7)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。)でないこと。</p> <p>F. 当社グループから多額の寄付又は助成金を受けている者(注8)又はその業務執行者でないこと。</p> <p>G. 当社グループの会計監査人(会計監査人が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。)でないこと。</p> <p>H. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者でないこと。</p> <p>3. 次のa及びbのいずれの近親者(注9)でもないこと。</p> <p>a. 前項AからHまでのいずれかを現事業年度及び過去3事業年度において1事業年度でも満たさない者。ただし、前項AからD、F及びHの業務執行者においては、重要な業務執行者(注10)、Eにおいては、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者、Gにおいては、所属する組織における重要な業務執行者及び公認会計士などの専門的な資格を有する者に限る。</p> <p>b. 現事業年度及び過去3事業年度のいずれかにおいて当社グループの重要な業務執行者又は非業務執行者。</p> <p>(注1) 業務執行者とは、法人、その他団体の業務執行取締役、執行役、その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これに相当する者、使用人等、業務を執行する者をいう。</p> <p>(注2) 非業務執行者とは、法人、その他団体の非業務執行取締役、監査役をいう。</p> <p>(注3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>①当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者。)であって、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1億円又は当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者。②当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が1億円又は当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者。</p> <p>(注4) 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>①当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1億円又は当社グループの連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者。②当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が1億円又は当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者。③当社グループが借入をしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者。)であって、直近事業年度における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者。</p> <p>(注5) 大株主とは、直接保有及び間接保有を含む総議決権割合が10%以上である者をいう。</p> <p>(注6) 大口出資者とは、直接保有及び間接保有を含む総議決権割合が10%以上である者をいう。</p> <p>(注7) 多額の金銭、その他の財産とは、その価格の総額が直近3事業年度の平均で1,000万円又はその者の直近事業年度の売上高又は総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超えている者をいう。</p> <p>(注8) 当社グループから多額の寄付又は助成金を受けている者とは、当社グループから直近3事業年度の平均で1,000万円又はその者の直近事業年度の売上高又は総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超えている者をいう。</p> <p>(注9) 近親者とは、配偶者、2親等内の親族及び生計を一にする者をいう。</p> <p>(注10) 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役、その他法人等の業務を執行する役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。